



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. アルバイトの労働条件を確かめよう

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. H28年度税制改正
(欠損金繰越控除制度の見直し)

NEWS1. アルバイトの労働条件を確かめようキャンペーン

「ブラックバイトに関する実態調査」によると、学生アルバイトの約6割が何らかのトラブルを経験していることが明らかになりました。そこで厚労省は、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンをスタートしました。

キャンペーン期間は、4月から7月までで、新たにアルバイトを始める新入学生の多い時期に労働条件の確認を促すことを目的とし、以下の3点を主な取り組み内容としています。

①学生向けの「労働条件通知書」を掲載したリーフレットや具体的なトラブル事例を盛り込んだリーフレット等の配布、大学等への掲示による、周知・啓発。

②大学等への出張相談を実施。

③労基署等に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し学生からの相談に重点的に対応。

①のリーフレットには「アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント」が公開されていますが、この中に学生バイト用の労働条件通知書の雛型が掲載されていますので、企業でも活用できます。

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/index.html>

これは、ブラックバイトに関する実態調査で、労基法で規定されている「労働条件通知書」が未交付と回答した学生が多かったことへの対応です。

このキャンペーンは、学生アルバイトを違法な労働から守ることが趣旨ですが、企業サイドとしても、思わぬ悪評がすぐに拡散してしまう時代の意識を持ち、労働法規の知識や、労務管理の意識を高める重要性は増すばかりです。

NEWS2. (書籍の紹介)

逆転のメソッド 箱根駅伝もビジネスも一緒です 原 晋 青山学院大学陸上部監督
(内容紹介)

平成二十七年、91回目の開催となった箱根駅伝。日本中が青山学院大学の初優勝に沸いた。優勝に導いたのは、かつて「伝説の営業マン」だった原晋監督である。33年間の長きにわたり箱根駅伝出場から遠ざかっていた青学陸上競技部躍進の秘密は、その指導法にあった。約10年間のサラリーマン時代にトップ営業マンとなった原監督は、ビジネスでの営業手法を、駅伝の指導に応用したのである。本書では、何度も苦汁をなめながらも、不屈の精神で逆転してきた著者の「理論と情熱」を併せ持った指導法・交渉力などを紹介!目標に向かって歩むためのビジネス、部活動の指導、就職活動にも役立つ一冊。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。
お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先名古屋事務所 朝日だより担当 海津・神山
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣

052-571-5480
0563-57-7850

Question

平成28年度税制改正における法人の欠損金繰越控除制度の見直しについて教えてください。

Answer

大企業の控除限度額について前年度税制改正に引き続き見直しになりました。同じく前年度税制改正で講じられた欠損金の繰越期間の施行が延期になります。



【解説】

1. 欠損金繰越控除限度割合の見直し

大企業の控除限度額について平成27年度税制改正において段階的に引き下げられることになっていましたが、企業経営の影響を平準化する観点から、さらに見直されました。

平成28年4月1日以後に開始する繰越控除をする事業年度から適用となります。

	平成27年4月1日～平成28年3月31日までの開始事業年度	平成28年4月1日～平成29年3月31日までの開始事業年度	平成29年4月1日～平成30年3月31日までの開始事業年度	平成30年4月1日以降の開始事業年度
前年度改正以前	所得金額の80%			
前年度改正	所得金額の65%		所得金額の50%	
改正	所得金額の65%	所得金額60%	所得金額の55%	所得金額の50%
中小法人等	所得金額全額			

・中小法人等とは、期末資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人で、資本金の額または出資金の額が5億円以上である法人等による完全支配関係がある子法人でない法人等をいいます。

・法人住民税及び法人事業税については、欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置が講じられます。

・所得金額は、その事業年度の欠損金の繰越控除前の所得金額をいいます。

・再建中の一定の法人、一定の新設法人の繰越控除限度額についても、一定期間は所得金額全額となります。

2. 欠損金の繰越期間の一部改正

平成27年度税制改正において講じられた欠損金の繰越期間10年(現行9年)となる措置が平成30年4月1日施行に延期されます(現行平成29年4月1日施行)。

平成30年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金額から適用となります。

(欠損金の繰越控除制度の適用に係る帳簿保存期間、欠損金額に係る更正の期間、更正の請求期間も同様)

	平成27年4月1日から平成29年3月31日までの開始事業年度	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの開始事業年度	平成30年4月1日以降の開始事業年度
前年度改正	9年	10年	
改正	9年		10年

・法人住民税及び法人事業税については、欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置が講じられます。

参考資料等

平成28年度税制改正大綱

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人

名古屋事務所 朝日だより担当 海津・神山 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850